

第4-8表（参考）補足的な失業扶助制度

Reference table 4-8: Supplemental unemployment assistance schemes

	イギリス	ドイツ
制度名	所得調査制求職者給付(Income-based JSA)	失業給付II (Arbeitslosengeld II)
根拠法令	求職者給付法(Jobseekers Act 1995)	社会法典第2編(SGB II)「求職者のための基礎保障(Grundsicherung für arbeitsuchende)」
管理運営主体	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンタープラスで受ける。	連邦雇用庁及び地方自治体
財源	政府の一般財源(全額国庫負担)	連邦政府の一般財源(全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)
受給対象者	原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満の失業者であるイギリス居住者(ただし、16歳及び17歳のものについては例外があり)。	働くことはできるが仕事がなく生活に困窮している者(大半は失業給付の受給期間が終了した者)
受給要件	(1) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2) 就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3) パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (4) 現在フルタイムの教育を受けていないこと (5) 拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること (6) 資産が16,000ポンド(約320万円)以下であること (7) 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと ※ 60歳から64歳の失業者の場合は、求職活動の義務及び求職者協定の締結義務は免除される。	(1) 15歳以上65歳未満であること (2) 1日3時間以上は就労できる者であること (3) 適当な仕事に就き、資産や収入を利用しても自身の生計を充分に確保できない状態にあること (4) 資産の保有に関しては、現金は対象者及び対象者の配偶者(以下「対象者等」という)それぞれが、年齢1歳ごとに150ユーロ(最低3,100ユーロ(約42万5千円)～最高9,750ユーロ(約133万円))認められる。 また、年金目的の貯蓄については、別途、対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ(最高16,250ユーロ:約222万7千円)認められる。
給付水準	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情(障害者、年金受給者がいる等)を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当 25歳以上の単身者 57.45ポンド(約1万2千円)/週 両者とも18歳以上のカップル 57.45ポンド/週 加算金 年金受給者(カップル) 83.95ポンド(約1万7千円)/週 (2006年4月現在)	給付基準月額(単身者:2007年1月現在)345ユーロ(約4万7千円) なお、対象者が就労した場合、一定の範囲で控除が認められるが、それ以上就労した場合は、給付が減額される。 また、就労可能な家族には、基準月額の80%、就労できない14歳以上の家族には基準月額の80%、14歳未満の児童には基準月額の60%が別途支給される。 ※ 2006年7月から旧東ドイツ地区の単身者の基準月額が331ユーロから345ユーロに引き上げられた。
給付期間	資力調査により低所得であることが確認され、求職者要件を満たしていれば年金支給開始年齢(男性65歳、女性60歳)まで無制限	上限無し(65歳まで受給可能)
給付実績等	約62万人(2005年2月) (拠出制求職者給付)の併給者約1万5千人を含む)	受給者 498万人 支給総額 250億ユーロ(約3兆4千億円) (いずれも2005年実績)
備考		58歳以上の受給者は、求職活動義務を免除されている。 なお、適当な仕事の紹介を拒否した者は、給付の3割が3か月に渡り減額される。

	フランス	スウェーデン
制度名	連帯失業手当 (ASS)	基礎保険
根拠法令	労働法典第L.351-10条	失業保険法及び失業保険基本法
管理運営主体	制度管理は国、事業の管理運営は地域商工業雇用協会 (Assédic) 及び全国商工業雇用連合 (Unédic) が行う	失業保険基金アルファ
財源	政府の一般財源 (全額国庫負担)	国の一般財源
受給対象者	原則失業給付の受給期間を満了した長期失業者。ただし、50歳以上の失業者は、失業保険給付 (雇用復帰支援手当 (ARE)) の代わりに ASS の受給が可能	20歳以上65歳未満の労働者又は自営業者で、失業保険基金に加入していない者、加入期間が12か月に満たない者で就労要件を満たす者又は一定の要件を満たす学生
受給要件	(1) 離職前10年間に5年以上就業していたこと (ただし、子どもを育てるために休業していた場合は、3年を上限として子ども一人につき1年、就業年数の条件を軽減できる) (2) 実際に求職活動を行っていること (ただし、55歳以上の者については免除される) (3) 手当を申請した時点で、一定以上の月収 (2006年1月1日現在、単身者997.50ユーロ (約13万7千円)、夫婦1,567.50ユーロ (約21万5千円)) がいないこと なお、ASS の代わりに最低社会復帰扶助 (RMI; Revenu minimum d'insertion) の受給を選択することも可能で、どちらか一方のみ受給することができる。	失業前に週40時間就労していたこと (40時間未満の場合は、給付額減額)
給付水準	月間収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合、 月間収入560ユーロ (約7万7千円) 未満で14.25ユーロ (約2千円) (日額)、 月間収入560ユーロ以上997.50ユーロ未満で997.50ユーロと収入の差額 (月額)、 月間収入997.50ユーロ以上で給付ゼロ (2006年1月1日現在)	一律日額320クローネ
給付期間	原則6か月 (55歳未満の者は2年まで、それ以上の者は制限なく更新可能)	最大300日 (その後活動保障プログラムに移行)
給付実績等	受給者 約37万人 (2006年11月30日現在) うち50～59歳が全体の約4割、60歳以上が約1割を占める。	
備考	60歳未満で、満額年金拋出期間 (原則40年) を終えた失業者は、年金受給開始年齢 (60歳) までの間の所得補償手当である年金相当給付 (AER) の受給が可能 (所得制限あり、基準月額936ユーロ (約12万8千円))。 なお、連帯失業手当 (ASS)、年金相当給付 (AER) のいずれも受給できない場合、生活保護に相当する最低社会復帰扶助 (RMI) の受給が可能。	

資料出所 厚生労働省 (2007.3) 「2005～2006年海外情勢報告」・同 (2004.3) 「2002～2003年海外情勢報告」、IAF (2007) *The Swedish Unemployment Insurance Scheme*

(注) 日本、アメリカには補足的失業扶助制度はない。